



**キッセイ薬品工業株式会社**



**JCRファーマ株式会社**

# セルフケア ハンドブック

## 手続き編

監修：特定医療法人あかね会 土谷総合病院  
副院長 川西 秀樹

社会保障制度については、その基となる法律が変わることがあります。  
病院の担当窓口や最寄りの行政窓口を確認してください。



# 手続き編

---

## 利用できる社会保障

- 1 医療保険制度 …………… P2
  - 2 障害者医療費助成制度 …………… P5
  - 3 自立支援医療制度 …………… P7
-

# 利用できる社会保障

透析にかかる1カ月あたりの平均的な医療費は、30万～50万円（外来血液透析では約40万円、腹膜透析（CAPD）では30～50万円）と高額になります。このため、長期にわたる透析生活を支える次のような社会保障があります。

**1.医療保険制度**（2ページ参照）、**2.障害者医療費助成制度**（5ページ参照）、**3.自立支援医療制度**（7ページ参照）などを利用することで医療費が軽減できます。また**身体障害者手帳**（5ページ参照）を申請することで、さまざまな福祉サービスが受けられます。

利用できる社会保障は地方自治体により異なることがありますので、確認しましょう。

●どの社会保障が利用できるか調べ、問い合わせ先を以下の欄に記録しておきましょう。

問い合わせ先	
所在地	
電話番号	
問い合わせ先	
所在地	
電話番号	

## 1 医療保険制度(3ページ図参照)

長期にわたり高額な医療費が必要となる透析生活では、保険給付(国民健康保険・健康保険)や特定疾病医療費助成制度を活用できます。

### ・保険給付と特定疾病療養受療証

加入している国民健康保険・健康保険では医療費の7割が保険給付、3割が自己負担です(70歳以上75歳未満の場合、昭和19年4月1日以前生まれは1割、昭和19年4月2日以降生まれは2割(一定の所得以上は3割)が自己負担)。「特定疾病療養受療証」(4ページ参照)の交付を受けると、自己負担の上限額が1万円(高額所得者の上限額は2万円)となります。さらに、月単位で一定の自己負担限度額を超えた場合は、超えた部分が払い戻される高額療養費制度があります。

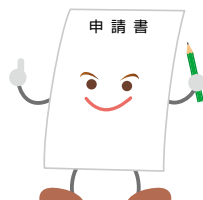
### 【後期高齢者(75歳以上)の場合】

後期高齢者医療制度の加入者の場合は、原則として9割が保険給付、1割が自己負担(高額所得者では3割負担)ですが、「後期高齢者医療特定疾病療養受療証」の交付を受けると自己負担の上限額が1医療機関につき1万円(高額所得者の上限額は2万円)となります。なお、65歳以上75歳未満で、一定の障害(身体障害者手帳1～3級など※透析患者が該当)がある場合、希望すれば後期高齢者医療制度に移行できます。

### ・特定疾病医療費助成制度

東京都では、厚生労働省が定める特定疾病医療費助成制度(難病・特殊疾病)の対象306疾患に透析を加え、医療費公費負担の支援を行っています。自治体窓口で手続きを行うと、残りの自己負担金1万円も助成され、医療費の負担はなくなります(高額所得者は残りの自己負担金2万円のうち1万円を助成)。他の自治体の多くも同様の取り組みを行っているので、お住まいの地域の自治体に確認されるとよいでしょう。

地方自治体により  
制度内容等が異なる  
場合もあるので  
確認してください。



**例** 透析にかかる医療費助成の内訳  
(1人あたり1カ月の医療費が40万円の場合)

**特定疾病療養受療証  
後期高齢者医療特定疾病  
療養受療証**

自己負担の上限額は1万円となります。  
(高額所得者の上限額は2万円)

※後期高齢者医療制度の自己負担上限額は  
1万円となります。  
(高額所得者の上限額は2万円)

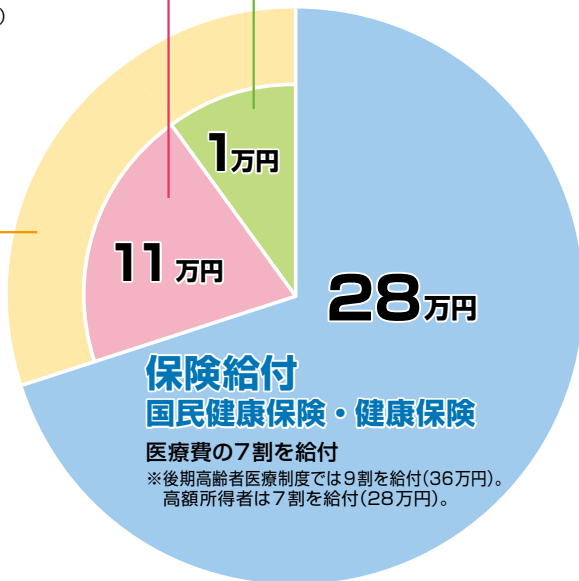
**特定疾病医療費助成制度  
(難病・特殊疾病)** (2ページ参照)

自治体によってはこの制度を利用することができます。

残りの自己負担金1万円を給付。  
(高額所得者は残りの自己負担金2万円の  
うちの1万円)

**自己負担分3割  
(12万円)**

※後期高齢者医療制度は  
1割(4万円)。



地方自治体により制度内容等が異なる場合もあるので確認してください。



## ● 特定疾病療養受療証の申請と手続き

特定疾病療養受療証の交付は、加入している健康保険（または後期高齢者医療制度）の保険者に申請します。

<p>受付窓口</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎加入している健康保険に問い合わせましょう。申請用紙を郵送、ダウンロードが可能な場合もあります。</li> <li>◎国民健康保険や後期高齢者医療制度の場合は、お住まいの市区町村に窓口があります。</li> </ul>
<p>加入している健康保険の窓口</p>	

↓ 交付の申し込みをします

<p>用意するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎申請書／医師の診断書（意見書） 申請用紙の書式に医師の意見欄がある場合はそれに記入します。</li> <li>◎健康保険被保険者証（またはコピー）、印鑑 ※マイナンバー（個人番号）カード、もしくは通知カードと本人確認書類が必要な場合があります。</li> </ul>
---------------	---

<p>提出方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎加入している健康保険の窓口を持参、または郵送します。</li> </ul>
-------------	---

↓ **交付**

<p>医療機関へ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎特定疾病療養受療証と健康保険被保険者証を医療機関の窓口提出します。</li> </ul>
--------------	--

※申請と交付の一例です。市区町村や加入している健康保険組合によって異なる場合もあるので、最寄りの窓口にてご相談ください。



## 2 障害者医療費助成制度

腎不全で透析治療を受けている人は、身体障害者1級に認定されますので、**身体障害者手帳**をつくることができます。

これは患者さんが任意で申請するもので、必ず手帳を取得しなければならないということではありません。**申請しなければ、障害者認定はされません。**

手帳を取得すると、障害者医療費助成制度で国民健康保険、健康保険、後期高齢者医療制度の自己負担額が軽減されます。また、税金の減免、各種手当の支給といった経済的支援が受けられます（下の表参照）。地方自治体によっては、交通機関での割引制度など福祉サービスも受けられます。

手続きは6ページを参照してください。

### ■身体障害者手帳所持者を対象としたおもな助成

#### 助成の内容

医療費の助成  
（国民健康保険・健康保険・後期高齢者医療制度の自己負担額の軽減）

福祉機器（車椅子・装具等）の支給

所得税・住民税・個人事業税・相続税・自動車税など税金の減免

移動支援（ガソリン代の助成、福祉タクシー利用券の交付等）

交通機関の割引  
（旅客鉄道運賃・航空運賃・バス運賃・旅客船運賃の割引、タクシー運賃、有料道路料金等）

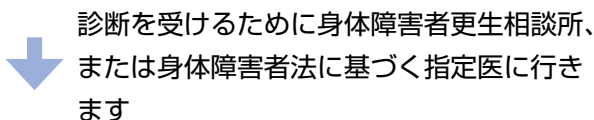
駐車禁止除外指定車証の交付

携帯電話料金の割引

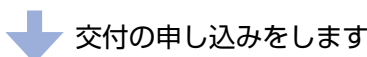
※地方自治体により異なります。

## ● 身体障害者手帳の申請と手続き

<p style="text-align: center;">受付窓口</p> <p>住民票のある市区町村の 福祉課・障害者福祉担当課など</p>	<p>◎「身体障害者診断書・意見書」をもらいます。 市区町村によって受付窓口が異なるので、最寄りの行政機関に確認します。</p>
---	--



<p style="text-align: center;">用意するもの</p>	<p>◎「身体障害者診断書・意見書」 ◎健康保険被保険者証 ◎印鑑</p>
<p>身体障害者更生相談所 または指定医</p>	<p>診察後、指定医が「身体障害者診断書・意見書」に記入します。</p>



<p style="text-align: center;">用意するもの</p>	<p>◎「身体障害者診断書・意見書」 ◎身体障害者手帳交付書(用紙は役所でもらう) ◎印鑑 ◎証明写真(タテ4cm×ヨコ3cm)2枚 ※マイナンバー(個人番号)カード、もしくは通知カードと本人確認書類が必要な場合があります。</p>
---	--

<p style="text-align: center;">提出方法</p>	<p>上記の書類を市区町村の福祉課・障害者福祉担当課など担当窓口提出します。</p>
---	--



<p style="text-align: center;">用意するもの</p>	<p>通知書類と印鑑を市区町村窓口持参し、手帳の交付を受けます。</p>
---	--------------------------------------

※一般的な申請と交付の流れの例です。市区町村や加入している健康保険組合によって異なる場合もあるので、最寄りの窓口にてご相談ください。

### 3 自立支援医療制度

自立支援医療制度は、障害のある人が医療を受け、自立的な社会生活を送れるように支援することを目的とした公費負担医療制度です。国の障害者自立支援法に基づく行政サービスのひとつで、透析を必要とする人、腎移植をした人は自立支援医療の対象となります。住まいのある市区町村の窓口で申請して、自立支援医療受給者証の交付を受けます。

この制度を利用するには、身体障害者手帳(5ページ参照)を所持していることが前提です。

#### 【自立支援医療制度利用上の注意】

- ・厚生労働大臣や都道府県知事指定の医療機関で利用できます。
- ・世帯の所得に応じて一定の自己負担(8ページ参照)を医療機関で支払います。

制度を利用する前に、市区町村の窓口や医療機関、地域のソーシャルワーカーに相談するとよいでしょう。



## ● 自立支援医療自己負担限度額表

自立支援医療制度を利用するには、事前申請で自立支援医療受給者証の交付を受ける必要があります。

◎一定所得以下(市区町村民税非課税)		
生活保護世帯	負担	<b>0円</b>
◎低所得層(市町村民税非課税)		
本人または保護者の収入が年80万円以下の方	負担上限月額	<b>2,500円</b>
本人または保護者の収入が年80万円を超える方	負担上限月額	<b>5,000円</b>
◎中間所得層(市町村民税が23万5千円未満)		
世帯の市区町村民税が年3万3千円未満の方	負担上限月額	<b>5,000円</b>
世帯の市区町村民税が 年3万3千円以上23万5千円未満の方	負担上限月額	<b>10,000円</b>
◎一定所得以上		
世帯の市区町村民税が年23万5千円以上の方	負担上限月額	<b>20,000円</b>

※重度かつ継続的医療(透析・腎移植)の場合の例です。

※平成30年3月31日までの経過的特例とされていましたが、令和3年3月31日まで延長されています。

※出典：厚生労働省「自立支援医療制度の概要」

(<https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/jiritsu/dl/01.pdf>)

